

「家賃支援給付金」の申請受付開始

申請サポート会場も開設されます

- 問 申請に関わる相談 ☎0120・653・930(平日・土日祝日 午前8時30分～午後7時)
申請サポート予約 ☎0120・150・413(平日・土日祝日 午前9時～午後6時)
藤枝商工会議所 ☎641・2000(平日 午前8時30分～午後5時)

5月の緊急事態宣言の延長などにより、売上の減少に直面する事業者の事業継続を支援するため、地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金の申請受付が開始されました。これに伴い申請サポート会場が開設されます。

申請期間／令和3年1月15日(金)まで

対象／次のすべてを満たす事業者

- 資本金10億円未満の中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者（医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象）
- 5月～12月の売上が、1カ月で前年同月比50%以上減少または、連続する3カ月の合計で前年同期比30%以上減少
- 自らの事業のために占有する土地・建物の賃料を支払い

給付額／申請時の直近1カ月における支払賃料（月額）に基づき算定した給付額（月額）の6倍を一括支給

	支払賃料(月額)	給付額(月額)
法人	75万円以下	支払賃料×3分の2
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×3分の1] ※ただし、100万円(月額)が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×3分の2
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×3分の1] ※ただし、50万円(月額)が上限

※申請に必要な書類・申請の方法については経済産業省ホームページをご覧ください。

**申請サポート
会場**

ところ／藤枝商工会議所 4階ホール

とき／7月22日(水)～8月末日(午前9時～午後5時)

